基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月六日

東京都港区芝五丁目三六番七号

株式会社ライブレボリューション

代表取締役　増永　寛之

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十一日を基準日と定め、同日午後四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月六日

東京都港区港南二丁目七番一九号

東京食肉市場株式会社

代表取締役社長　小川　一夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月六日

神奈川県大和市中央林間西三丁目九番一三号

株式会社テクノシステムズ

代表取締役　林　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月六日

東京都台東区北上野二丁目二三番五号住友不動産上野ビル二号館

ペンテェアバルブアンドコントロールジャパン株式会社

代表取締役　細川　勉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月六日

大阪市東淀川区西淡路四丁目二五番四号

株式会社藤井精密回転機製作所

代表取締役　木虎　誠二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月六日

香川県高松市紙町五九五番地一

常磐産業株式会社

代表取締役　国東　照生

限定承認公告

本籍埼玉県上尾市大字上野三二四番地二三、最後の住所埼玉県戸田市笹目一丁目五番地の一七メゾン中尾第七Ａ－二〇八号室

被相続人　亡　小林　正彦

右被相続人は平成二十七年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月六日

東京都品川区北品川三丁目六番一三号－一一〇二号

限定承認者　渡辺　絵美

限定承認公告

本籍三重県鳥羽市安楽島町三一七番地一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　憲章

右被相続人は平成二十七年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十六日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月六日

東京都世田谷区砧三丁目二六番一一号　砧郵政宿舎一号棟二〇六

限定承認者　小林　吉憲

限定承認公告

本籍長野県下伊那郡阿南町新野三〇六八番地二、最後の住所長野県岡谷市川岸中二丁目一九番六号

被相続人　亡　青山　護

右被相続人は平成二十七年四月二十九日死亡しその相続人は平成二十七年七月二十九日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月六日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号　五味法律事務所

限定承認者　青山　守子

代理人弁護士　五味　弘行

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年九月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年八月六日

大阪市中央区難波二丁目二番三号

近鉄ビルサービス株式会社

代表取締役　廣瀬　芳夫

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三億二千万円減少し、二十二億九千八百二十万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年九月八日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年八月六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｓａｔｓｕｋｉ特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額五億六千七百五十万円を全額減少して、発行済優先出資総口数一万一千三百五十口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を五億六千七百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/japan_opportunity1/

平成二十七年八月六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ジャパン・オポチュニティ１特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

訂正公告

平成二十七年八月三日（号外第一七四号）掲載の被相続人　亡　小林　鑛一に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所静岡県や焼津市小川新町二丁目一〇番一二号」とあるは「最後の住所静岡県焼津市小川新町二丁目一〇番一二号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年八月六日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月三十一日（号外第一七四号）公布総務省令第三十八号（地方税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
四一二下	一〇～一一		官公需について官公需についての中小企業等の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律	の中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律
平成二十七年五月二十二日（号外第百十四号）公布経済産業省令第四十六号（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一六下	終りから一九		（以下この条において「届出書」という。）	（以下この条及び次条において「届出書等」という。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月六日付第一七七号三二
◉官報郵送料のお知らせ　七月分（ページ●同日付政府調達第一四七号四八ページ月極一部当り）の郵送料二、二八四円

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）